

子ども・子育て施策、人権教育に関する提言

平成 29 年(2017 年) 7 月 18 日

箕面市人権施策審議会

はじめに

子どもは一人ひとりかけがえのない存在であるとともに、大人とともに明日の箕面を拓く「未来の市民」です。子どもがひとりの人間として尊重され、優しさと厳しさをもって人々から愛されるなかで、自らを愛し、他人を愛して、自尊感情を高めながら自己の可能性を伸ばし、豊かな人間性を身につけて自立した大人へと健やかに成長することが市民すべての願いです。

子どもが育つということは、一人ひとりの子どもにとって、まさに冒険であり、挑戦であり、生きがいです。子どもは育ちの過程でさまざまな課題に直面します。その課題を子どもが上手く解決できるようにすることが大人の責務であるとともに、その課題の解決を困難にしているさまざまな問題があります。それは、子どもの貧困、生きにくさ、閉塞感、無気力、希望喪失などの諸問題です。この問題が生み出されたのは、大人のこれまでの生き方の結果であり、大人に責任があります。大人が子どもたちに寄り添い、子どもたちをエンパワーする必要があります。行政には、子どもが成長・発達するための条件や環境を整える責任があり、市民には、知恵を出し合い、課題や役割を分かち合い、助け合うことが求められます。

箕面市人権施策審議会では、人権が尊重され、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、平成25年度(2013年度)から2期にわたり、のべ16名の委員をもって、「子ども・子育て施策、人権教育」について議論を重ねてきました。

ここでは、行政とともに子育てに関するビジョンをつくる、まちのイメージをつくることを目標として、関連領域である家庭の課題(DV、離婚、虐待など)、学校の課題(いじめ、PTAなど)、大人の課題(雇用、パワー・ハラスメントなど)を含めて話し合いました。その結果、様々なニーズをキャッチする手法が肝心なこと、子育てできない状況を突き詰めれば、雇用問題につながるということが重要とされました。

このたび、それらを「子ども・子育て施策、人権教育に関する提言」としてまとめましたので、下記のとおり提出するものです。

第1節 子どもの育ちをめぐる課題

(1) 子どもをめぐる状況と課題

私たちがまず考えなければならないことは、今の社会が子どもにとって生きやすい社会なのか、子どもが将来への希望をもって歩める社会なのか、ということです。そして、まず、そのような社会を創っていくという姿勢、あり方、生き方を、大人たちが多様なかたちで示すことが第一に求められま

す。そして、その上で、一人ひとりの子どもが個人として自立しながらお互いを個人として尊重し信頼し合える関係をつくることのできる環境を整備することが必要です。さらに、子どもと大人との関係づくりにおいて、子どもが社会や学校などで信頼できる大人と出会えることも求められます。

このように子どもを育てるためには、大人が、「子どもが育つ」ということはどういうことなのかを見極め、それに即した、おたがいを子どもへの関わりを持つことが重要です。

また、子どもが育つ際に、子どもの権利が尊重されているか、また、将来の市民として、市民的自由とは何か、また市民的権利とは何か、社会に対して積極的に関わるためにはどうしたらいいのかなどを、子どもが育ちのなかで確実に学ぶことが欠かせません。

ところが、このような「市民としての子どもの育ち」が実現されるためには、さまざまな課題が山積しています。いじめ、不登校、引きこもり、自殺、学習意欲の低下という学校現場での課題をはじめ、非行の低年齢化、凶悪化、子どもの貧困、虐待、ネット社会でのネット情報の無秩序な氾濫、携帯電話やスマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの情報ツールの「発展」によるコミュニケーションのあり方の変化などが、子どもの育ちにいろいろな影響を与えていると考えられます。

加えて、子どもの育ちを豊かにしていくためには、私たち大人が社会の課題に向き合う必要があります。そして、政府、自治体などの行政機関やNPOなどの社会的な活動を行っている機関がこの問題に取り組む必要があることはいうまでもありません。少子高齢化、核家族化といった家族関係、親子関係のあり方の変化や「ひとり親家庭」の増加、雇用不安や非正規雇用の増大、社会的格差の拡大などは、直接、間接に学校現場や子育てを担う保護者への負荷を強め、子育てへの負担感や不安感を助長し「子育ての困難さ」を強めているといえます。

子どもたちに即して述べると、自尊感情や規範意識の低下、生活習慣形成力や学習意欲の低下、コミュニケーション力の不足、周囲との人間関係や信頼関係を築き社会の一員となる成長力の低下、関係性の貧困、対話への意欲欠如などの課題を指摘することができます。これは、先ほどふれた社会全体の課題の他に、「自己主張できない」社会、「個性たたき」の風潮や、子どものおかれている状況についての問題意識が必ずしも社会的に十分に共有されていないことなどが、社会の側、大人の側の課題といえます。

なお、こうした課題に加えて、障害児、外国人児童生徒、性的マイノリティなどの特別なニーズをもつ子どもがその力を発揮できるための支援（マイノリティの人たちが住みやすい街こそ、みんなが住みやすい街）、乳幼児期から青年期までの成長・発達過程を一貫して捉えるための関係機関における課題の共有、総合的な対応、子育て支援と学校教育・社会教育をつなぐ横断的・総合的体制の確立などが課題として挙げられます。

（2）子どもの生活基盤をめぐる課題

1990年代の後半以降、日本は次第に「格差社会」に移行してきたといえます。そして、2015年のOECD「対日経済審査報告書」によれば相対的貧困が「2012年に日本がOECD諸国のなかで6番目に高い数値となった」といわれています。(注1)

また、平成27年の「子供・若者白書」(全体版)によれば、このような事態に対応するように「子供の相対的貧困率は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、平成24(2012)年には16.3%となっている。子供がいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっている。」と述べられています。(注2)

この間、厚生労働省は平成22年(2010年)に「6人に一人の子どもが貧困状態にある」と調査結果を発表し、平成25年(2013年)には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

また、これも格差社会の進行と軌を一にするかたちで子どもの虐待が増加しているため、平成12年(2000年)から「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されています。そして、いじめをめぐる問題が深刻化するなかで、平成25年(2013年)には「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校で「いじめ防止基本方針」の策定が義務付けられました(第13条)。

格差社会と子どもの貧困の増加は、いうまでもなく大人の責任で、子どものせいではありません。このような事態は、まさに、子どもの「生きていくための権利」が奪われているという深刻な状況であるといえます。子どもの権利条約では子どもの権利について、下記の4つの原則をうたっています。(注3)

- 1 「生きる権利」(健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利)
- 2 「守られる権利」(あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければならない権利)
- 3 「育つ権利」(教育を受ける権利、自分らしく成長する権利)
- 4 「参加する権利」(自分に関係あることについて意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することの権利)

しかし、現在の日本では、社会全体の構造的な変化のなかで、この4つの権利が子どもにとって十分に保障されているとはいえないような事態が進行しています。

(3) 学校・園教育での課題

戦後教育改革の方向性から系統的教育へ舵を大きく切った日本の学校教育ですが、1990年代の後半から「ゆとり」「生きる力」「新しい学力観」「開かれた学校」などがキーワードとなり、文科省の主導のもとで「教育改革」が進められてきました。また、OECDが提唱する社会への参加と社会的課題解決のための学力観(コンピテンシー)などを念頭において、今般、「主体的・対話的で深い学び」を

キーワードとする学習指導要領の改訂が発表されています。さらに、記述式テストの導入などの大学入試改革も平成32年度(2020年度)をめどに進められようとしています。

ただ、このような教育改革を進めるための基本的な条件ともいべき少人数学級の導入を含めた、教育予算の重点的な配分などは行われず、学校支援のための施策を実現するためにも応分の予算の配分が必要なのはいうまでもありません。今回の学習指導要領の改訂では上に述べたように教育方法のあり方にも言及されていますが、一斉授業中心の授業形態が早急に改善ないし改められるというものではありません。また、教育現場でも一斉授業以外の授業の方法やそれを支える教育観の蓄積が希薄で、学習指導要領がいう、「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力」という言葉を実際に教育現場でどのように育成するのかは、これからの課題といえます。

かつて、高度経済成長以前の子どもたちの生活は、その多くが農村で、学校外での職業体験や社会体験が豊富であったといえます。しかし、産業化が進むのと歩調を合わせるように、学校外での社会性を育てる機会や子どもたちの自治を育む遊びの機会などが失われ、学校がそれを代替する役割を負わされるとともに、一斉授業だけでは、子どもたちの興味や関心を引きつけ、課題意識を生みだし、学ぶ意欲を高めるという目的を果たせなくなってきました。

このようななかで、教育方法や学級経営の改革、学校と家庭・地域との連携、親、保護者、市民の学校教育への参加や、市民自身の知恵による子育てへの取り組みなどが課題とされるようになってきたのです。

総じて、教育行政全般は主権在民、民主主義、平和主義、個人の尊重、基本的人権の保障などの憲法の原則や精神に則って行わなければならないと思います。そして、さらにこの原則や精神が今後とも維持され、豊かに発展させられなければならないことをここで改めて確認したいと思います。

(4) 家庭での課題

おもに経済発展とその後に生み出された人々の生活スタイル、ライフスタイルの変化は家庭生活に大きな影響を与えました。その結果、人々の生活が豊かになると同時に、家庭での人間関係のあり方や子どもの育ちをめぐる環境も大きく変わり、それに対応する生活の工夫も必要になりました。つまり、大人の仕事の場と子どもたちが生活し育つ場が分離され(職住分離)、子どもたちは自分の将来のモデルとなる仕事をする大人の姿を見たり体験しながら成長することが少なくなりました。また、大多数の家庭では、サラリーマン夫—専業主婦の妻というかたちが定着し、性的役割分業が固定化されるようになりました。その後、いわゆる「家族の個人化(個別化)」と呼ばれるような事態が進行し、かつての生産労働を中心とした家族の人間関係が、大量消費時代のなかでの家族の関係にとって代わり、親によって子どもが消費財のように意識され、子どもの付加価値を追い求めるというあり方が一般化したといわれています。そして、このようななかで、学歴偏重、子どもへの過度の期待、過保護・過干渉、放任、無関心というような事態が生まれたともいわれています。

こうした事態の進行は、「家庭の設計図」とでもいうべき、家族が幸せに生きていくための工夫を生み出すのが困難になり、また、社会や家庭のなかでの男女の不平等、家事労働の軽視と、家事労働従事者への偏見（家事ハラスメント）、雇用不安とりわけ再就職する女性の就労条件の低下などが相まって、子どもの貧困や虐待、自尊感情の欠如などの、子どもへの不利益が生み出されてきたといえます。

また、三歳児神話など、子育ては母親の責任であるという考え方が日本では根強いといわれていますが、そのことで追い詰められる母親も多く、それが虐待やネグレクトなどにつながっているともいわれています。

親が子育ての当事者であることはいまでもないことですが、かといって親だけが当事者ではありません。現代の産業が発達した社会では、学校制度の存在が子どもの育ちの前提となっており、地域コミュニティの変容や地域社会での人間関係の希薄化のなかで、学校以外の社会的なインフラがあることによって子育てが上手くいくこととなります。また、子育ての方法なども世代から世代に伝えられるという側面がありますが、上に述べた人々の生活の変化のなかで、社会的な支援が必要となっていることはいまでもありません。カナダのトロントの例にあるように、社会が親や保護者といっしょになって、子育てのために必要な社会的な制度や資源、人的資源などを整備することが必要となっています。（注4）

（5）地域その他の市民の課題

コミュニティという言葉が、日本の行政の言葉として使われたのは、昭和44年(1969年)9月の国民生活審議会の「コミュニティ問題小委員会」での議論だったといわれています。ここでは、技術革新の進展によって、個々人の孤立化が起これ、生きやすい生活の場を作るために、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および、家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団を、われわれはコミュニティと呼ぶことにしよう」と述べられていました。逆にいうと、この頃から、地域社会の変容とその意義の再評価が社会的に認知され始めたといえます。（注5）

現在は、さらにこの課題がより鮮明になり、一方では少子高齢化社会の進展、共働き世帯、ひとり親世帯の増加などの影響が加わり、地域社会での市民による相互扶助の活動、特に子育てをめぐる活動が、地域によって差があるにせよ、困難になりつつあるといえます。他方で、先に述べたように、家族の人間関係のあり方の変化、ひとり親家庭、共働き家庭の増加のなかで、子育てをめぐる家族と地域社会の活動との連携の必要性が今まで以上に求められています。

さて、子どもが自立した大人に成長するためには、子どもが自らの力を試し、他の人たちと共同しながら失敗や成功を重ねつつ社会の一員として育っていくことができるような「居場所」あるいは環境が必要です。学校や家庭がこのような場所であることはいまでもないことですが、さらに加えて、教員や保護者以外の大人たちとの関わりのなかで、社会のさまざまな営みに積極的に興味や関心を持

ち、将来の自分自身のあり方を考え、未来への希望や意欲を育んでいくことができるような機会に恵まれることが重要になります。地域社会は文字通り、このような機会を子どもたちに提供できる貴重な場所です。平成14年度(2002年度)から実施されてきた「学校完全5日制」はこの新たな「学びと育ち」の場を生み出すために設けられたものです。

また、学校と地域社会との連携を深めるため、「コミュニティスクール」が平成16年(2004年)に制度化されました。この制度は、教育委員会が指定する学校で、学校運営協議会も設置し、その委員として保護者の代表や地域の人達が参加して年度ごとに学校の教育方針を承認したり、さまざまな意見具申を行うことができるというしくみです。それまでは、個々の学校について、外部の者が意見を述べたり、学校教育の方針の決定について参加することはできませんでした。(PTAは保護者(P)と先生(T)の組織であり、あくまで「公の支配を受けない社会教育関係団体」という位置づけです。)

この制度では、「開かれた学校」をさらに推し進め、地域社会の多くの人たちに学校教育を支援してもらい、学校と地域社会とがもっと協力して学校教育を進めていくことと、学校が地域社会の拠点として地域社会の発展のために様々な活動が行えるようにしていこうという二つの役割が期待されています。また、同時に地域学校支援本部という制度も提唱され、従来、とすれば個別に行われていた学校と地域との具体的な連携活動(例えば、ゲスト講師の派遣や、子どもたちの地域の施設での校外学習など)をコーディネーターが取りまとめて学校と地域をつないでいくことができるようなしくみも模索されています。

さらに、子どもたちの放課後や週末について、子どもたちの「居場所づくり」の活動や、学習支援の活動もさまざまな自治体で取り組まれ、子どもたちの育ちをめぐって、学校と保護者、地域社会との幅広い連携活動が進められようとしています。

こうした政府や地方自治体レベルの施策の推進のなかで、「自立した大人」へと子どもが成長していくことのできる教育活動の内実をどのように創造していくのか、また、大人側が子どもたちの育ちに寄り添いながら、子どもたちといっしょになって、どのような地域社会をつくっていくのかが、大きく問われることとなります。

第2節 箕面市で特に緊急に取り組まなければならない課題

前節で述べた課題について、箕面市ではこれまでから、さまざまな施策が実施されてきました。今後は、それらの施策の実施状況の確認と、課題の整理やそれを解決していくためのさらなる施策の展開の工夫が求められています。そのなかで特に重点を置かなければならないことについて、これから述べていきます。

- (1) 子どもの生活基盤を安定させるための施策、例えば、平成27年(2015年)に施行された生活困

窮者自立支援法に基づいた生活支援事業の活用、子ども・若者育成支援推進法第15条に基づく施策(注6)

- (2) 子どもたちの自立を促すための学校教育での教育方法の検討、開発、いじめを防止するための学級経営の工夫、SSW(スクール・ソーシャルワーカー)との効果的な連携、放課後学習支援の充実、特別支援教育の充実、不登校児童生徒への取り組みの充実
- (3) 子育て支援について、子ども家庭サポーターなどの既存の人材の活用、学校や教育行政機関との連携、相談窓口を訪れない人たちへの訴えかけ、公的支援を受けることが権利であることの周知、CSW(コミュニティ・ソーシャルワーカー)、既存の民生児童委員などの活動の充実
- (4) 地域での教育や子育てをめぐる課題の相互理解の機会の充実、コミュニティスクールなどの学校と地域との連携の深化、子ども・若者育成支援法の活用、子どもの居場所づくり、子どもの自治活動の促進
- (5) SNSなどの新しいコミュニケーション・ツールが子どもたちの自立をめぐる課題とどのように関わるのかについての分析、対応策の検討

第3節 行政の推進体制

これらの課題に取り組む行政の推進体制として、箕面市では人権行政推進本部会議があります。平成23年(2011年)の当審議会答申を受けて策定された「箕面市人権のまち推進基本方針」(以下「基本方針」とします。)の趣旨に沿って、市と市教育委員会などの関係部局で構成されています。部長級による本部会議のほか、課長級による5つの課題別部会が、それぞれ年2回程度開催され、上半期・下半期の懸案事項について検討する場をもち、庁内の連携が図られています。

また、①人権担当部局と各部局の連携強化、②職員の人権意識の把握・向上、③人権課題に関する市内での実態把握 ④市民と職員が課題を共有するための人権情報紙の編集、を目的として、各部局の担当者10名程度で人権行政研究会が設けられ、基本方針策定後の平成23年度から毎年「ヒューマン・ライツ・レポート」が発行されています。その編集過程では、当審議会との意見交換会も行われてきました。

今後は、子育て・教育に関わる附属機関や計画類との整合を図りながら、第2節で述べた施策を進めるとともに、各種施策の評価、点検、改善のできる態勢づくりがポイントになります。

例えば、相談事業については当事者が声を上げやすく、いつでも助けてほしいと言える環境づくり、関係者が安心して話し合える場が必要です。その整備とともに、相談がどう解決されるか予測できる情報を提供することで、相談事業の成果と課題が明らかになり、施策の評価が可能になります。

第4節 今後のモデルとなる箕面市での特筆すべき取組

(1) 萱野小学校区での取組

① 全体像

同和対策事業による隣保館（人権文化センター）での総合生活相談を引き継ぐかたちで、子育てやそれに関する総合的な生活相談や生活横断的な支援などが、箕面市では萱野地区を中心に、NPO法人や地域の組織（社会福祉協議会など）と行政との連携のなかで行われてきました。その蓄積と、地域の相互扶助の素地や、相談や訪問のノウハウなどを活用して、学習支援や家庭・子育て支援なども展開されてきました。

さらに、その後、パーソナル・サポート・サービスが実施され、生活困窮者の自立応援から就労定着に至るまで、個別的・継続的・制度横断的に支援策の調整や開拓等のコーディネートが行われてきました。現在、市全体で行っている生活困窮者自立支援事業は、地域で取り組まれたこれらのノウハウを踏まえたものであり、寄り添い型の支援を趣旨とするものです。

したがって、これからは、子育て・教育をはじめ複合的要因をもつ相談対応のしくみ（要連携相談システム）、就労まで含めてトータルに横断的に生活を支援するしくみ（生活困窮者自立支援制度）を、効果的に運用することが求められます。

また、萱野小学校では、地域との連携を核とした子どもの自立を促すさまざまな教育の取組が実施され、現在も継続中です。地域とともに育てる学校という視点を大切にして、萱野小学校の取組を市内全校に広げ、地域での取組、生活相談事業などを全市的な施策として展開する必要があります。

そして、子どもの主体性を育て、自立を促すため、らいとぴあ21（萱野中央人権文化センター）で取り組まれている子どもの居場所づくりに関わるさまざまな事業は、校区の枠を超えて広く子どもたちが利用でき、子どもたちの自由空間づくりに役立っていると考えられます。

② 地域に開かれた学校

学校教育のモデルケースとして、萱野小学校を取り上げるとき、その教育目標で独自性があるのは「子どもと社会をつなぐ」という部分です。開かれた学校として、「担任が育てる」から「地域でつながって育てる」へと進み、市民性教育ともいわれるように社会参画を大切にされています。長所も短所も含め、子どもの「もちあじ」をさがすということで、例えば、料理に興味があることをきっかけに、他の科目でも意欲を引き出すことにつなげます。料理の補助、図書室での読み聞かせなどの形で、ゲスト・ティーチャーを招いたり、学校ではできない経験をさせようと、例えば、航空会社の保護者がいたら伊丹空港を見学させてもらうこともあると聞きます。よく「開かれた学校」というと「学校に来てください」という意味にとらえますが、これは本来、学校から地域に出て行くもので、地域の資源を生かし、地域のボランティアの協力を得るものです。この校区における地域側の特性としては、

青少年を守る会が、民生委員、青少年指導員など、いろいろな組織をまとめられていることがあります。

毎年8月6日前後に行われる実行委員会方式の「へいわ21」は、子どもたち主体で取り組まれています。ユネスコでいわれるコンピテンシー（単なる知識や技能ではなく、様々な資源を活用して複雑な要求課題に対応できる能力）を修得する教育が行なわれた結果、子どもたちは学校を見学する大人にも抵抗がなく、いろいろな場面で自分の意見や考えを表現できる子がたくさんいます。

子どもの課題については、担任が個人で抱え込まずオープンにすることで、学年単位で動くようにされています。子どもの力、教師の力を発揮することを否定せず、「スタンドプレー」という見方をしないこと。しんどい子どもの存在はみんなの課題でもあること。世話をする／される関係だけではなく、お互いに学級のなかで子どものリソースが生かされること。それらを大切にしたい教育が進められています。

学校、地域、保護者が一緒に協働しながら、子どもの豊かな成長を支え、地域とともにある学びの場づくりを、各学校の特色を踏まえながら、市全体で進めていくことが課題です。教師の学年団づくりの話にあったように、複数の教師で取り組むからこそ問題解決しやすいし、教師にとっても学びの場になります。そして、教師に地域へ足を運んでもらうこと。若い教師が地域へ第一歩を踏み出すことの手助けが必要とされています。

(2) 子どもの貧困対策、その他

箕面市では平成28年度、乳幼児期から高校まで切れ目なくサポートする専任組織として、「貧困の連鎖」を根絶するため、教育委員会に「子ども成長見守り室」が新設されました。

平成28年度は既存のデータから、支援は行き届いているか、その効果はどうか、どんな支援が不足しているか、などを分析する実態調査と、家庭の経済状況や子どもの学習状況などをトータルに把握し、問題が深刻化する前から見守り、適切な施策によって切れ目なく支援するため、子どもの情報を集約するデータベース（子ども成長見守りシステム）を構築しています。

今後は、経済的貧困とともに、社会的つながりの貧困（孤立、不登校傾向）にアプローチするような、突っ込んだ実態把握ができればよいと思われます。経済的に余裕があっても、社会的つながりがない事例があります。お金があれば子どもは夕飯をコンビニエンス・ストアで買って食べることができます。しかし、それだけでは親子関係が希薄になるので、一緒にご飯を作ることも必要です。つまり、経済的貧困がなくとも、潜在的に関係が遮断されている場合があります。

また、放課後に学力向上対策をしても、家庭のフォローが必要なので、学校外とつなぐこととなります。日本では教師への期待が過剰な傾向がありますが、児童福祉部門との連携について、教師にアドバイスをするのはSSWの役割です。当初、学校現場にSSWの役割が理解されにくかったものの、SSWが地道に教師に対して支援の視点の共有化を図ってきたことで、教師が自分だけで抱え込まな

いたためのSSWの役割を実感できたと聞きます。課題の発見・コーディネートとの役割は大きくなっているため、SSWの配置の拡大が必要と考えます。

なお、箕面市では、児童福祉部門を教育委員会内に置いているため、その連携が円滑にできるメリットがあります。0～18歳まで切れ目なく対応していけるようにとの考え方で、従来の教育委員会より広いイメージです。他市の事例では、福祉部門から学校へのハードルが高いとよく聞きますが、その点、箕面市では福祉部門が校長・指導主事とも連携しています。また、要連携生活相談システムを稼働させるなど、各機関の連携、支援につなげる機運が高まっていると思われます。子どもの貧困対策には役所全体のバックアップが必要であり、今後、関連部局に対する調整が円滑にできるような、担当課への権限付与も考えられるべきです。

国による子どもの貧困対策は、少子化対策でもあり、社会保障費を圧縮し、支える側を育てるねらいもあると思われます。少子化対策や貧困対策には、長時間労働規制や非正規労働の問題など、労働分野の問題も大きく、国の施策も欠かせません。貧困の連鎖を断つためには、非正規労働の増加など根本問題への対策が国において必要だと考えます。

おわりに

なお、平成28年、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」という個別の人権課題に関わる法律が次々と施行されました。当審議会では、それらについて議論する時間が割けませんでした。それぞれ具体的な施策化はまだこれからの部分が多く、今後はその検討も求められます。

注1

OECD(経済協力開発機構)『対日経済審査報告書』2015年
<http://www.oecd.org/eco/surveys/Japan-2015-overview-Japanese-version.pdf#search=%27%E5%AF%BE%E6%97%A5%E7%B5%8C%E6%B8%88%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%27>

注2

内閣府『子供・若者白書』平成27年、全体版
(平成26年度版 子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況)
http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/b1_03_03.html

注3

ユニセフによる「子どもの権利条約」の解説

http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

注4

武田信子『社会で子どもを育てる一子育て支援都市トロントの発想』平凡社新書、2002年

注5

海老原治善『地域教育計画論』勁草書房、1981年、27頁からの重引

注6

子ども・若者育成支援推進法より

第15条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

資料

1. 開催経過（審議会 11 回、その他 6 回、計 17 回）

	日付	案 件
平成 25 年度 1	9 月 27 日	会長・副会長の選出について 箕面市の人権施策の現状について 人権に関する意見交換
	1 月 17 日	人権行政研究会との意見交換会「配偶者への暴力」
2	3 月 11 日	当審議会の運営、検討テーマについて 人権行政研究会との意見交換会について（報告）
平成 26 年度 1	7 月 4 日	当審議会の運営、今後の予定について (1) 提言の位置づけ (2) 研究会について (3) 基本方針の進捗確認 (4) 子育て・教育
	1 月 22 日	事前ヒアリング 「子ども・子育て施策の現状と課題」子育て施策推進課 「小中学校における人権教育の現状と課題」人権教育課
2	2 月 5 日	事前ヒアリングの結果報告 子ども・子育て施策、人権教育に関する提言等について
	2 月 24 日	人権行政研究会との意見交換会 「住まいにおける人権」「ひとり親家庭の貧困」
3	3 月 10 日	人権行政研究会との意見交換について（報告） 子ども・子育て施策、人権教育に関する提言等について
平成 27 年度	7 月 9 日	事前ヒアリング（萱野小学校を見学） 「箕面市での人権教育、萱野小学校の人権教育について」
1	7 月 21 日	萱野小学校のヒアリング結果報告 子ども・子育て施策、人権教育に関する提言について
2	11 月 16 日	会長・副会長の選出について 子ども・子育て施策、人権教育に関する提言について
	3 月 3 日	人権行政研究会との意見交換会 「障害者差別解消法」「セクシュアル・マイノリティ」
平成 28 年度 1	7 月 25 日	子ども・子育て施策、人権教育に関する提言について
	12 月 5 日	事前ヒアリング「子ども成長見守り室の業務について」
2	1 月 19 日	連続差別落書き事案の発生とその対応について（報告）

2		子ども成長見守り室のヒアリング結果報告 子ども・子育て施策、人権教育に関する提言について
	2月28日	人権行政研究会との意見交換会 「発達障害・支援教育」「障害のあるかたの就労支援」
平成29年度 1	4月14日	人権行政研究会との意見交換について（報告） 子ども・子育て施策、人権教育に関する提言について
2	6月27日	子ども・子育て施策、人権教育に関する提言について